

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道 二百九十九号	飯能市大字坂元地先から入間市小谷田二丁目地先まで
〃	飯能市大字中山地先から同市東町地先まで
〃	入間市春日町二丁目地先から同市河原町地先まで
〃	坂戸市大字片柳地先から日高市大字田木地先まで
〃	入間市大字上藤沢地先から同市小谷田一丁目地先まで
〃	入間市東町一丁目地先から同市河原町地先まで
〃	入間市東藤沢一丁目地先から同市宮寺地先まで
〃	日高市大字高萩地先から同市大字久保地先まで
〃	飯能市大字飯能地先から同市八幡町地先まで
〃	飯能市大字双柳地先から入間郡越生町大字古池地先まで
〃	入間郡毛呂山町大字葛貫地先から同郡同町大字毛呂本郷地先まで
〃	入間郡越生町大字越生地先から同郡同町大字黒岩地先まで
〃	入間郡毛呂山町岩井西三丁目地先から同郡同町大字毛呂本郷地先まで
〃	鶴ヶ島市大字上広谷地先から坂戸市につきい花みず木二丁目地先まで
〃	入間郡越生町大字大谷地先から同郡同町大字黒岩地先まで
〃	飯能市大字下名栗地先から同市大字上名栗地先まで

〃 飯能下名栗線 飯能市大字飯能地先から同市大字下名栗地先まで
〃 日高川島線 日高市大字南平沢地先から坂戸市大字赤尾地先まで

〃 東飯能停車場線 飯能市柳町地先から同市柳町地先まで
〃 上伊草坂戸線 坂戸市大字小沼地先から同市柳町地先まで
〃 馬引沢飯能線 飯能市大字芦荊場地先から同市東町地先まで

二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日
平成二十九年四月一日